

令和5年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の実施による効果について

単位:円

No	担当課	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	経済対策との 関係	交付対象事業 の区分	事業開始 年月日	事業完了 年月日	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金					事業の実施による効果	
								対象 総事業費	左記、対象総事業費の財源内訳					
									特 定 財 源			一般財源 (町負担額)		
交付金 充当額	国県支出金	地方債	その他											
1	健康福祉課	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業【低所得者世帯給付金】	①コロナ禍における食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得世帯に対し、給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。 ②低所得世帯への給付金 ③R5年度分の住民税非課税世帯2,364世帯×30千円＝70,920千円 家計急変世帯1世帯×30千円＝30千円 ④令和5年度分住民税均等割非課税世帯、家計急変世帯 ※対象は住民税非課税世帯及び家計急変世帯のみであり、給付対象は合理的な範囲である	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	通常交付金	R5.5.1	R5.12.28	70,950,000	70,950,000	-	-	-	-	住民税非課税世帯への臨時給付を行うことで、コロナ禍により、生活が苦しい世帯への支援につながり、世帯の一定程度の生活水準を保つことができた。
2	健康福祉課	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業(事務費)	①コロナ禍における食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得世帯に対し、給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うにあたって必要な事務経費 ②低所得世帯への給付金に係る事務経費 ③事務費3,258,708円 郵便料335,367円、振込手数料261,030円、委託料2,662,311円 ④令和5年度分住民税均等割非課税世帯、家計急変世帯	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	通常交付金	R5.5.1	R5.12.28	3,258,708	3,258,708	-	-	-	-	住民税非課税世帯への臨時給付を行うために必要な事務に対してシステム等導入することで、事務の効率化・迅速化が図れ、コロナ禍により、生活が苦しい世帯への支援につながり、世帯の一定程度の生活水準を保つことができた。
7	健康福祉課	介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業	①コロナ禍において、原油価格や光熱費、食材費等の物価が高騰する中で、介護サービス事業所等の負担を軽減し、安定した事業運営を維持できるよう支援する。 ②介護サービス事業所等への補助金 ③・訪問系事業所:一律50,000円 ・通所系事業所:アとイの合計額 ア 50,000円 イ 令和5年4～9月のいずれかの月における1日あたり 平均利用者数に1,000円を乗じて得た額 ・入所入居系:アとイの合計額 ア 50,000円 イ 令和5年4～9月のいずれかの月における1日あたり 平均利用者数に3,000円を乗じて得た額 ・一般常用旅客自動車運送事業者(福祉運送営業限定):一律50,000円 ※「中小企業等エネルギー価格高騰対策事業」の補助金を受け取る事業所は対象から除く。 【介護サービス事業所】 66事業所 5,410,000円 【障害福祉サービス事業所】 8事業所 637,000円 【一般常用旅客自動車運送事業者(福祉運送営業限定)】 3事業所 150,000円 ④介護サービス事業所等	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	通常交付金	R5.9.1	R6.3.29	6,197,000	5,070,676	-	-	-	1,126,324	物価高騰の影響を受けている介護サービス事業所等の負担を軽減し、安定した事業運営を維持することに寄与した。
8	子ども育成課	保育所等における物価高騰対策事業	①コロナ禍における原油価格・物価高騰により、私立の保育施設及び放課後児童クラブにおける運営経費増の影響を緩和し、安定的な運営を確保するとともに、保護者の負担軽減を図るもの。 ②私立の保育施設及び放課後児童クラブへの補助金 ③【基準単価】児童1人/月(ガソリン代は1台/月) 保育施設:給食費620円、光熱費460円、ガソリン代2,350円 放課後児童クラブ:給食費120円、光熱費80円、ガソリン代2,350円 【事業費】(県1/2、町1/2) Dは県補助金 保育施設8,017,000円+放課後児童クラブ142,000円＝8,159,000円 【保育施設内訳】 給食費・光熱費 7事業所 7,848,000円…ア ガソリン代 2事業所 169,000円…イ ア+イ＝8,017,000円 【放課後児童クラブ内訳】 給食費・光熱費 1事業所 86,000円…ウ ガソリン代 1事業所 56,000円…エ ウ+エ＝142,000円 ④私立の保育施設及び放課後児童クラブ	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	通常交付金	R5.9.1	R6.3.29	8,159,000	3,430,091	-	-	-	4,728,909	私立の保育所施設、放課後児童クラブにおける原油価格・物価高騰に伴う経費増の影響を緩和し、安定的な運営に対して寄与した。
9	経済産業課	飼料価格高騰緊急対策事業	①コロナ禍において物価高騰の影響により飼料価格が高騰し、畜産農家の営農継続の安定性が危惧されているため、配合飼料購入費の補助を実施するとともに、高騰する配合飼料の使用低減の取組として自家利用の飼料耕作者に対して奨励金を交付し、営農継続に向けた支援を行う。 ②町内畜産農家への補助金 ③【配合飼料購入費補助】 助成金(1トン当たり) 豚1,084円 乳用牛1,028円 肉用牛890円 「R4.6～R5.1の平均価格」から「R4.4～R4.5の平均価格」を差し引いて金額を算出 助成金単価×町内畜産業者の配合飼料購入量 肉用牛(3戸): 890円× 450トン＝400,500円 乳用牛(3戸):1,028円× 445トン＝457,460円 豚(1戸):1,084円× 916トン＝992,944円 計:1,850,904円 【奨励金】 自家利用資料(WCS,飼料用麦、牧草)耕作者は1戸あたり100,000円 100,000円×5戸＝500,000円 ④町内畜産農家7戸	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	通常交付金	R5.7.3	R6.3.29	2,350,904	1,923,620	-	-	-	427,284	物価高騰の影響を受けている畜産農家の負担を軽減し、安定した営農維持に寄与した。
10	経済産業課	食肉処理施設電気料金等高騰対策支援事業	①コロナ禍における原油価格・物価高騰により、食肉処理施設においては苦しい運営を強いられている。群馬県食肉地方卸売市場の開設者である町の立場から、施設で使用する電気及び燃油の価格高騰分を支援することにより、施設が継続稼働できる環境を整えるとともに、町畜産農家による畜産物の生産基盤強化に資することを目的とする。 ②食肉処理施設への補助金 ③R4年度(4年4月から5年3月)に食肉処理施設が施設運営のために使用した電気及び燃油(重油、灯油、軽油)の料金高騰分 R4年度合計－R3年度合計×5％＝補助金額 430,157,289円－325,461,802円×5％＝5,000,000円(概算額) ④群馬県食肉卸売市場	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	通常交付金	R5.7.3	R6.3.29	5,000,000	4,091,235	-	-	-	908,765	食肉処理施設が継続稼働できるよう支援し、畜産物の生産基盤強化に資するとともに、物価高騰等による町畜産農家の運営維持に寄与した。

令和5年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の実施による効果について

単位:円

No	担当課	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	経済対策との 関係	交付対象事業 の区分	事業開始 年月日	事業完了 年月日	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金					事業の実施による効果	
								対象 総事業費	左記、対象総事業費の財源内訳					
									特 定 財 源			一般財源 (町負担額)		
交付金 充当額	国県支出金	地方債	その他											
11	経済産業課	中小企業等エネルギー価格高騰対策事業	①コロナ禍において原油価格及び物価高騰の影響により経営に深刻な影響を受けている事業者を支援する。 ②中小企業者への補助金 ③100千円×352事業者＝35,200,000円 ④売上が減少している町内中小企業者(法人・個人事業主含む) 【要件】 売上高又は粗利益について、令和5年1月～令和5年9月のいずれかの月額が、令和元年以降の同月と比較して20%以上減少している中小企業者(売上、粗利益ともに月に10万円以下の場合には非該当とする)	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	通常交付金	R5.8.1	R6.3.29	35,200,000	28,802,292	-	-	-	6,397,708	物価高騰の影響により、売上が減少している中小企業者へ補助金を交付することにより、事業者の経営の維持・継続を図れた。
12	経済産業課	キャッシュレス化推進・消費喚起応援事業	①コロナ禍における原油価格・物価高騰により落ち込んだ消費を喚起させるため、キャッシュレス決済事業者と連携し、ポイント還元キャンペーンを実施し、町内事業所を支援するとともに町内の消費を下支えする。 ②キャッシュレス化推進のための需用費・役務費・委託料 ③業務委託料 16,605,418円(PayPay)、1,381,483円(au PAY)、889,752円(楽天ペイ) 印刷製本費 220,000円(販促物) 通信運搬費 100,000円 ④利用者、中小企業者、小規模事業者及び個人事業主(大型店、コンビニエンスストア、チェーン店を除く)	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	通常交付金	R5.8.1	R6.3.29	19,096,653	15,625,777	-	-	-	3,470,876	コロナ禍により、売上が減少した事業者の経営の維持が図れ、また、キャッシュレス決済を増進させることで、支払者の利便性が向上したとともに、接触機会を減らすことで、感染症予防も図れた。
13	学校教育課	物価高騰に伴う子育て世帯学校給食費支援事業(重点交付金分)	①コロナ禍における原油価格・物価高騰による児童生徒の保護者の負担を軽減するため、小中学校における学校給食費を支援する。(歳入免除) ②小中学校の第一子児童生徒の給食費無償化に係る費用(第二子以降無償化については実施済) ③小学生739人 25,313,423円 中学校1, 2年生252人 9,959,160円 中学校3年生123人 5,121,600円 ④町内公立小中学校児童生徒の保護者	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	通常交付金	R5.4.3	R6.3.29	34,388,531	28,138,309	-	-	-	6,250,222	町内公立小中学校児童生徒100%の給食費無償化を行うことができ、原油価格・物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減を図ることができた。
14	学校教育課	物価高騰に伴う子育て世帯学校給食費支援事業(通常分)	①コロナ禍における原油価格・物価高騰による児童生徒の保護者の負担を軽減するため、小中学校における学校給食費を支援する。(歳入免除) ②小中学校の第一子児童生徒の給食費無償化に係る費用(第二子以降無償化については実施済) ③小学生739人 25,313,423円 中学校1, 2年生252人 9,959,160円 中学校3年生123人 5,121,600円 ④町内公立小中学校児童生徒の保護者	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	通常交付金	R5.4.3	R6.3.29	5,523,000	5,523,000	-	-	-	-	町内公立小中学校児童生徒100%の給食費無償化を行うことができ、原油価格・物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減を図ることができた。
合 計								190,123,796	166,813,708	-	-	-	23,310,088	